

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

体系

[学校教育]

- 1 教育内容の充実
 - (1) 園児の笑顔に出会える教育の展開
 - (2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開
 - (3) 心豊かな児童・生徒の育成
 - (4) 健康な児童・生徒の育成
 - (5) 障害に配慮した教育の充実
 - (6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開
 - (7) 高等学校等への進路指導の充実
- 2 教育環境の充実
 - (1) 教育施設等の充実
 - (2) 教職員研修・教育相談の充実
 - (3) 就学・就園の奨励・援助
- 3 地域に開かれた学校づくりの展開

[青少年育成]

- 4 青少年の居場所づくり
 - (1) 青少年拠点施設等の整備・充実
 - (2) 学校施設等を活用した事業の推進
 - (3) 非行防止など環境の整備
- 5 青少年の仲間づくり
 - (1) 青少年育成事業の推進
 - (2) 指導者の養成
 - (3) 活動機会の提供
- 6 青少年を育てる家庭・地域づくり
 - (1) 地域ぐるみの子育て支援
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成
 - (4) 青少年団体等の育成

動向と課題

[学校教育]

- 1 本市の学校教育は、憲法と教育基本法をはじめとする教育諸法令等に基づき、人格の完成をめざし平

和的・民主的な国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行ってきました。

しかし、価値観の多様化、少子・高齢化、情報化、地域社会の変容などが同時に進行する中で、人間関係の希薄化や生活体験の不足、人や命に対する感性の欠如など、子どもや子育ての基盤である家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの豊かな人間性を育む上で大きな影響を及ぼしています。また、子どもたちの命を脅かす事件も多発しています。学校教育においては、幼稚園や保育園から小学校へ、小学校から中学校へと進むことによる環境の変化に適応できない子どもがいるなど、依然として、いじめや不登校、問題行動などさまざまな問題が生じています。また、地域の人口の変動や学級編制基準の見直しに伴う教育環境の整備も課題となっています。

2 学校教育においては、義務教育9年間を見通し、すべての教育活動を通じて豊かな心を育てる教育を重視し、情操教育、人権教育、福祉教育、体験重視の教育、自然環境の愛護など、人間としてのあり方や生き方についての教育を充実させる必要があります。また、学習指導においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力などの「確かな学力」を育成することが必要です。

また、健康の保持・増進にかかわる能力や態度を育み、生涯にわたって運動やスポーツに取り組むことができる素地を培うとともに、健康に関心が持てるようにすることが必要です。

3 子どもたちの健やかな成長は、すべての人びとの変わらぬ願いです。完全学校週5日制の下、学校は子どもたちの学びと育ちを豊かなものにするため、地域との連携をより密にし、地域とともに歩む教育の創造に努める必要があります。また、直面する教育課題を踏まえ、家庭とのいっそうの連携を図り、家庭の教育力向上のため、保護者への支援や意識啓発に努めることが大切です。

[青少年育成]

4 都市化や核家族化の進行は、人間関係の希薄化を招き、地域社会や家庭が持つ教育力を低下させています。また、受験競争の激化や塾通いなども一因となり、青少年の地域活動や社会参加の機会が少なくなっています。近年、青少年の生活には、時間的ゆとりが失われるとともに、遊びの場が屋外から屋内へ、遊び仲間は近隣の異年齢集団から学校等の限られた範囲へと変化してきています。また、高度情報化などで、生活の利便性は拡大している一方、心の豊かさが見失われがちです。

現代の青少年は、自由で多様な生き方を身につけている半面、規範意識や倫理意識が低下していると指摘されています。さらに、自然体験やさまざまな生活体験の機会の不足などにより、コミュニケーション能力の低下や人間関係などでストレスを感じている青少年が増えています。

5 豊かな人間関係は、思いを伝え、受け入れ、共有し合うことで相互の理解が深まり、相手にもっとかかわりたいという思いが高まっていく過程でつくれます。青少年が健やかに育つには、さまざまな活動に積極的に参加するなど、多くの人との出会いや交流を通じての人間関係をつくり、自らの可能性を伸ばすことが重要です。

文化・スポーツ施設などの整備をはじめ、青少年が自由に集い、安全に遊び、活動し、年長者や大人に気軽に悩みなどの相談ができ、年少者に対しては、異年齢集団の中での遊びや活動を通じて交流ができる場を提供する必要があります。

6 家庭と地域社会とのかかわり合いの希薄化から、子育てが孤立化し、隣近所といった身近な地域社会の中に、自然な形であった子育てについての相談や情報交換の場が少なくなっています。また、日常生活で、親との会話やふれあいが少なく、家庭の教育機能の低下がうかがえます。

地域における連帯意識を高め、青少年の成長を支える多様な人間関係を形成するなど、地域社会で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

基本方向

[学校教育]

- 1 学校教育を生涯学習の基礎として位置づけ、新しい時代の変化に主体的に対応できる園児・児童・生徒の育成をめざします。
- 2 幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等、未来を拓く子どもたちがいきいきと過ごせる学校体制づくりをめざします。
- 3 子どもたちの個性を重視し、基礎・基本を確実に身につけ、それを基に、自ら課題を見つけ、自ら考え、よりよく問題を解決する力や健康と体力など「生きる力」の育成に努めます。
- 4 心豊かな子どもの育成のため、男女共同参画の視点を入れながら、道徳・人権教育等で自尊感情を育むとともに、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を推進します。
- 5 障害等を有する児童・生徒が、社会参加や自立の達成を図ることができるよう医療、福祉等の関係機関との連携を図り、障害の種別と程度に応じた教育の充実や、よりきめ細かな教育環境の整備を図ります。
- 6 国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新たに来日した児童・生徒に対する教育環境の充実と国際理解を深める教育の充実を図ります。また、高度情報通信社会に対応できるよう、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- 7 学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います。

各学校がこれまでの学校運営を自主的に点検し、改善を図り、学校運営の透明性や機動性の確保に努めるとともに、地域の持つ教育力を積極的に活用し、地域と協働する中でよりよい学校運営の確立を図ります。

[青少年育成]

- 8 文化・スポーツ活動、自然体験、遊びなど、地域における青少年の積極的な活動を推進するために、青少年を取り巻く環境や活動の場（居場所）を整え

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

ることにより、青少年の自主的な活動を支援します。

9 青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかわりを持つ機会を提供することにより、集団の中での役割を自覚し、仲間づくりの大切さや社会性を身につけることができるよう支援します。

10 子育ての悩みを解消するとともに、青少年に関する相談体制を充実するなど、家庭はもとより、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

また、青少年の健全育成に取り組めるよう、地域の共有財産である「学校」を核として、家庭、学校、地域が一体となって教育についての課題の共有化を図り、解決に向けて協働します。

計画

[学校教育]

1 教育内容の充実

(1) 園児の笑顔に出会える教育の展開

幼児一人ひとりの発達の姿を把握し、適切で柔軟な教育活動ができる指導方法の充実に努めます。

市立幼稚園の異年齢児学級保育をはじめ、多様な人とのかわりを大切にし、豊かな人間関係の構築をめざします。

市立・私立幼稚園が協調し、幼稚園教育振興計画に基づき、教育環境の整備を進めます。

幼稚園、保育所などの幼児教育関係者の研究・研修・交流活動の充実や、小学校との連携を密にし、保護者への情報提供と相談体制の整備を進め、地域の幼児教育のセンター的な役割が果たせる幼稚園の実現に努めます。

(2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開

児童・生徒の学力実態を把握し、基礎的・基本的な学習内容の定着をはじめ、「確かな学力」の育成に努めます。

一人ひとりの個性や特性に応じた「わかる」「楽しい」授業づくりを進めるとともに、児童・生徒の主体的な活動を生かした教育を進めます。

小中学校の緊密な連携の下、義務教育9年間を見通した一貫性と継続性のある指導により、夢を持って将来について考え、積極的に自己を生かしていくことができる児童・生徒の育成に努めます。

学校図書館の「学習情報センター」「読書センター」としての機能を活用し、児童・生徒の意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。

環境や福祉に対する理解や実践力を育成するため、自然体験やボランティア活動等の社会体験をはじめ、観察・実験・調査見学・学習討論、ものづくりや生産活動等を通して、人・自然・社会とのふれあいと対話を重視した教育を進めます。

(3) 心豊かな児童・生徒の育成

人権尊重の観点に立ち、児童・生徒一人ひとりに自尊感情を育み、多様な個性や価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育を進めます。また、体験的な活動を核とする取組を通して、生命尊重や善悪の判断等、人間としての基本的な倫理観や規範意識の育成に努めます。

(4) 健康な児童・生徒の育成

学校と家庭や医療機関等が連絡を密にして、疾病や障害の早期発見と予防に努めるとともに定期検診の拡充を図ります。また、運動能力の開発や体力づくりを促進することにより健康の保持・増進を図るとともに、健康な生活の基本となる食に関する指導の充実に努めます。学校内外の事故防止のための安全教育と安全管理の徹底を図ります。

給食内容の多様化と充実に努めるとともに、関連施設の整備を進めます。

(5) 障害に配慮した教育の充実

配慮を要する児童・生徒一人ひとりの障害等の実態に応じた教育課程の編成に努め、個別の指導計画に基づいた教育内容の精選と指導方法の工夫・改善・充実に努めます。

配慮を要する児童・生徒への支援に関する研究・研修の充実を図るとともに、学校での支援体制の確立と保護者、関係機関との連携を推進します。

(6) 国際化・情報化社会に対応した教育の展開

わが国の文化と他国の異なる文化に対する理解と多文化共生の精神が養われる教育を進めるとともに、国際社会においてコミュニケーションが図れる能力の育成に努めます。

帰国児童・生徒や在日外国人児童・生徒、新た

に来日した児童・生徒に対し、個に応じた指導の充実を図ります。

学校教育情報通信ネットワークを拡充し、視聴覚教育や情報教育の充実に努めるとともに、教育の情報化を図ります。

(7) 高等学校等への進路指導の充実

義務教育期間を通じ、キャリア教育に取り組むとともに、主体的に自己の進路を選択する能力や態度を養う進路指導を進めます。

2 教育環境の充実

(1) 教育施設等の充実

学校教育施設の安全性の確保や質的向上を図るとともに、多様な学習形態に対応できる施設の拡充に努めます。また、今後の児童・生徒数の推移や地域の実情を加味しながら、よりよい教育環境の整備に努めます。さらに、開かれた学校を念頭においた施設の整備計画を策定します。

子どもたちの安全を確保するために、地域と協力した体制の確立を図ります。

(2) 教職員研修・教育相談の充実

教育センターを中心に、教職員の資質向上のため、研修の充実を図るとともに、教育に関する専門的・技術的事項の調査や研究を行い、その成果の普及に努めます。

また、不登校児童・生徒への対応の強化や不登校・情緒・行動・発達等の多様な相談に応えるため、関係機関との連携を図りながら、教育相談の充実に努めます。

(3) 就学・就園の奨励・援助

幼稚園就園の奨励を進めるとともに、保護者の経済的負担の軽減に努めます。小中学校においては、就学の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

また、高等学校等の就学に係る保護者負担の軽減を図るとともに、私立高校の学費負担の軽減化が図れるよう関係機関に働きかけます。

3 地域に開かれた学校づくりの展開

保護者や地域住民等の意向の把握と協力を得るシステムを構築するとともに、児童・生徒、保護者、地域住民等による外部評価を実施し、学校の教育活動や学校運営について説明責任を果たし、学校改善

に向けた取組の推進と開かれた特色ある学校づくりの充実を図ります。

学校を支援するボランティアネットワークシステムの充実を図り、保護者や地域住民等による支援体制を推進するとともに、市内の大学との連携によるインターンシップ制度等の活用により、子どもたちの学びを地域に広げる取組を進めます。

[青少年育成]

4 青少年の居場所づくり

(1) 青少年拠点施設等の整備・充実

「つながり」を基本理念として、青少年自らの活動の場並びに青少年団体や青少年育成団体の活動の場として、また、幅広い情報や相談の機能を持つ青少年育成のための拠点施設を整備します。

野外活動や集団活動の場としての青少年野外活動センターや少年自然の家の充実に努めるとともに、青少年クリエイティブセンターや勤労青少年ホームの事業の充実に努めます。

(2) 学校施設等を活用した事業の推進

地域で子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所（太陽の広場）や子どもの自主性、創造性を育む体験活動の場（地域の学校）、完全学校週5日制に伴う学校開放事業など、小学校の施設や学習資源を活用した事業を推進します。

(3) 非行防止など環境の整備

地域住民の協力を得ながら、有害図書類の追放運動や青少年健全育成協力店運動を展開するなど、青少年の非行防止に向けた環境整備に努めます。

5 青少年の仲間づくり

(1) 青少年育成事業の推進

青少年育成団体などとの連携を図り、青少年活動を活発化するとともに、青少年活動団体への加入や仲間づくりを促進します。

地域に根差した活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、地域と学校との連携による青少年活動を推進します。

(2) 指導者の養成

ジュニアリーダー、青年リーダー、地域の指導者の育成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を体系的に見直し、各世代間のリーダー交流を促進することで、各地域における青少年活動の活

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり

性化を図ります。

(3) 活動機会の提供

青少年同士のふれあいや社会のさまざまな人とかかわりを持つ機会を提供し、集団の中で役割を与えることによって、仲間づくりをすることや社会性を身につけることができるよう支援します。

6 青少年を育てる家庭・地域づくり

(1) 地域ぐるみの子育て支援

子どもを通じて、幅広い年齢層の大人が交流し、子育てに関する情報交換や悩みの解消を図るなど、地域で子育てを支援する基盤の整備に取り組みます。

(2) 相談体制の充実

青少年やその家族からの多様な相談に応じることができるよう、関連機関との連携や協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

(3) 家庭、学校、地域が一体となった青少年の育成

子どもの成長に果たす家庭の役割は大きく、親子で参加する行事や相談事業、PTA活動への支援などを通じて、家庭への支援を行います。

また、家庭、学校、地域が課題を共有化し、課題解決に向けた取組を進めていけるよう、きめ細かな連絡調整や情報提供を行い、地域活動での協働をめざした、教育コミュニティづくりを推進します。

(4) 青少年団体等の育成

青少年団体や青少年育成団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を深めます。また、地域で活動している各種団体が継続的・日常的に子どもにかかわるシステムを構築し、地域社会の共有財産である学校との協働を支援します。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

体系

- 1 生涯学習推進体制の充実
 - (1) 推進体制の基盤整備
 - (2) 学習施設の整備と体系化
 - (3) 学習情報の収集と提供
- 2 社会教育施設等における生涯学習の推進
 - (1) 社会教育施設の整備・充実
 - (2) 学習プログラムの充実
 - (3) 学習活動への支援
 - (4) ふれあいと自己実現の場の提供

動向と課題

- 1 人びとは、物質的な豊かさや便利さから、生きがいのある心豊かな生活や人生を送ることを重視するようになってきました。また、科学技術の進歩や高度情報化、国際化により、新しい知識や技術の習得、情報の主体的な活用や多文化を理解する必要性が高まっています。
- 2 生涯学習は、市民一人ひとりがそれぞれに適した方法や手段で、生涯にわたって行うさまざまな学習であり、知識や技能を身につけるだけではなく、それを通じて豊かで生きがいのある生活をめざすものです。

一方、学んだ人が、学習の「受け手」にとどまらず「教え手」となり、社会の「つくり手」として、その成果を社会に広げ発信していく過程もまた生涯学習といえます。学んだ成果を社会全体で認め合い、よりよい地域社会を共につくっていくことは、より豊かな学習活動につながっていきます。一人ひとりの学びが、人と人、人と地域をつなぎ、豊かな文化の創造と地域づくりにつながるような生涯学習社会の形成に向けて取り組む必要があります。
- 3 本市には、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館があり、それぞれの機関で公開講座等の市民を対象とした学習機会が

提供されています。また、地区公民館は、市民が自宅から気軽に訪れることのできる場所にあり、生涯学習活動の場として中心的な役割を果たしています。こうした本市の特長的な学習資源である大学等との緊密な連携や地区公民館の有効活用を図りながら、生涯学習を総合的に推進する必要があります。

- 4 地域で互いに学び、ふれあい、交流することは、地域社会への関心を育み、市民参加のまちづくりや個性的で活力ある地域づくりを進める上で重要です。生涯学習において、公民館、図書館など社会教育施設の果たす役割は大きく、生涯にわたる多様な学習ニーズに応えるため、施設の整備や充実を図るとともに、学習・文化サークル活動の育成や学習活動を支援し、ふれあいや交流を深め、自己実現の場の提供に努める必要があります。

基本方向

- 1 家庭、学校、地域、行政だけでなく、民間企業、市民団体などが相互に連携し、各々の役割が適切に果たされるよう、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- 2 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果が生かせるよう、学習施設の整備と体系化を図り、学習機会や施設の情報を幅広く収集し提供に努めます。
- 3 市民一人ひとりが、自己の可能性を探り、豊かな地域社会を築く構成員として能力を生かすことができるよう、社会教育施設の整備を図ります。また、市民の多様なニーズに応えるとともに、高齢者や障害者が積極的に参加できる学習機会と学習内容の充実に努めます。
- 4 家庭や地域における自主的な学習活動を促進するため、学習機会の提供や相談機能の充実を図り、指導者や自主学習グループへの支援に努めます。
- 5 楽しく学び、学んだことが地域の活性化に生かされ、まちづくりにつながるよう、世代間交流や地域

団体との連携を進め、市民のふれあいや交流、自己実現の場の提供を図ります。

計画

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 推進体制の基盤整備

「生涯学習推進計画」に基づき、総合的な施策の推進を図るとともに、市民の参画や大学等との連携による推進体制の整備に努めます。

(2) 学習施設の整備と体系化

生涯学習を推進するための学習プログラムの研究・開発や学習情報の収集・提供、指導者の養成・研修などを行うとともに、生涯学習のネットワークのセンター的機能を果たすことができる(仮称)生涯学習センターの建設を進めます。

学習施設間の相互の連携や協力を密にし、各施設が持つ機能や立地条件などを生かした学習施設の体系化を図るとともに、市民の多様な学習ニーズに応え、学んだことを社会に還元するなど生涯学習社会をめざすにふさわしい施設の整備、学習内容の充実を図ります。また、コミュニティセンターをはじめコミュニティ関連施設との連携や大学等との連携を図ります。さらに、身近な学習活動の場の一つとして学校施設の利用を推進します。

(3) 学習情報の収集と提供

施設情報、講座・イベント情報、団体情報、人材情報など多面的な学習・文化・スポーツ情報の収集と提供に努めるとともに、必要な情報が適時に提供できる生涯学習情報システムの整備を進めます。また、市民のさまざまな学習相談に応じ、適切に指導・助言できる体制を整備します。

2 社会教育施設等における生涯学習の推進

(1) 社会教育施設の整備・充実

地域での市民の多様な学習・文化活動に応えることができる地区公民館の諸施設の充実に努めるとともに、地域での生涯学習の幅広い展開を支えるにふさわしい地区公民館の運営体制の充実を図ります。

図書館においては、市民の多様なニーズに応えられるよう新鮮で魅力ある蔵書をめざすとともに、

中央図書館・分館・分室の施設の充実に努め、生涯学習時代にふさわしい施設整備を図ります。また、近隣市町の図書館や大学等の図書館との連携と相互利用を進めます。

地域歴史資料を収集展示し、文化財保護、情報発信基地としての拠点施設である博物館は、収集資料の増大に対応するため、また市民の学習意識の高まりに伴う展示内容の更新を図るため、施設の整備・充実に努めます。

(2) 学習プログラムの充実

「生涯学習推進計画」に基づき、公民館や図書館をはじめとする社会教育施設で生涯学習の中核的な役割を担い、相互の連携を図るとともに、障害者や、乳幼児から高齢者までを対象とする幅広い学習機会の保障と、人権、福祉、環境などの現代的課題や市民ニーズに応じた学習内容の充実に努めます。

また、「子ども読書活動推進計画」の策定や、図書館における読書活動の振興につながる諸事業の実施、学校図書館への支援等を通じて、さまざまな学習プログラムの提供に努めます。

(3) 学習活動への支援

地域での多様な自主的学習活動を支援するため、図書館でのレファレンスサービスや各施設での学習相談機能の充実を図るとともに、電子資料の有効活用やホームページを活用した情報発信等により学習情報や人材情報の提供に努めます。

P T Aなどの社会教育関係団体や自主学習グループへの情報提供や相談機能の充実によりその育成に努めるとともに、外国人への学習支援として、国際交流協会と連携した取組や、図書館での外国語資料の収集と貸出などの多文化サービスの展開を進めます。

(4) ふれあいと自己実現の場の提供

高齢者と若い世代が共に学べる世代間交流事業や、共通の地域課題、生活課題に関する学習機会の提供などを行うとともに、音訳・点訳ボランティアやブックスタートボランティア、地域・家庭文庫など、さまざまな団体等との連携による取組を進めるとともに、地域での市民のふれあいや交流、自己実現の場の充実に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第3節 スポーツに親しめるまちづくり

体系

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用
- 2 指導者の養成・確保と資質の向上
 - (1) 指導者の養成・確保
 - (2) 指導者の人材活用
- 3 スポーツ関係団体の育成
 - (1) 各スポーツ団体の育成
 - (2) 総合型地域スポーツクラブの育成
- 4 生涯スポーツの促進
 - (1) 地域スポーツの振興
 - (2) スポーツイベント・プログラムの提供
 - (3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興
 - (4) 情報の提供

動向と課題

- 1 生活全般における合理化や省力化が進み、運動不足やストレスなど人びとの身体と心に深刻な問題が生じてきています。

また一方では、余暇時代を反映した「レジャースポーツ」、運動不足、過剰栄養、ストレスなどを背景にした「健康スポーツ」、さらに高齢化が進む中での「生涯スポーツ」など、市民の間にスポーツに対する関心が一段と高まっています。
- 2 本市においては、健康づくり宣言都市として、「一市民・一スポーツ」を合言葉に、生涯スポーツの推進を目標に掲げ、市民の健康・体力づくり施策の充実と発展に取り組んできました。地域に整備した体育館の利用をはじめ学校体育施設の開放などを通じて、多くの市民のスポーツ活動への参加を促してきました。また、指導者の養成では、講座の修了者が、各地域で活躍するなど、「学び手」が「教え手」となり、地域スポーツの振興と地域コミュニティの育成

に大きな役割を果たしています。

- 3 すべての人が、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。市民ニーズに応じたスポーツの振興を図り、できるだけ早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%（2人に1人）になることをめざすとともに、総合型地域スポーツクラブの育成について検討を進めていく必要があります。

基本方向

- 1 多様化する市民ニーズに応えることができるよう、施設の整備と有効活用に努めるとともに学校体育施設の地域への開放を今後とも推進します。
- 2 指導者の養成・確保と人材活用に努め、スポーツ関係団体の育成を図り、地域スポーツの充実や、すべての人を対象としたきめ細かなスポーツプログラムの提供に努めるとともに、健康の保持・増進のため、保健事業との連携を図り、健康づくり事業を推進します。また、さまざまなスポーツ情報の提供を積極的に行い、市民一人ひとりが生涯にわたり気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう努めます。

計画

- 1 体育・スポーツ施設の整備
 - (1) 市民体育・スポーツ施設の整備

既存の体育・スポーツ施設の老朽化に伴う安全性の確保と高齢者や障害者などの利便性を考慮した施設の整備・充実に努めるとともに有効利用を図り、利用者に対するサービスの向上に努めます。
 - (2) 学校体育施設等の利用・活用

地域のスポーツ・レクリエーション活動の中心となっている学校体育施設開放事業の充実に努めます。また、大学等が所有する体育・スポーツ施

設との連携について協力を要請します。

2 指導者の養成・確保と資質の向上

(1) 指導者の養成・確保

地域におけるスポーツ活動の指導・助言にあたる社会体育リーダー、高齢者スポーツの振興を図る指導者、競技スポーツの技術指導や組織の育成指導にあたるスポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、資質の向上をめざし、研修会等の充実に努めます。

(2) 指導者の人材活用

地域社会や時代の要請に応え、市民のスポーツ・レクリエーション活動をより促進させるため、地域や学校のスポーツクラブの指導者として活用ができるよう指導者登録・派遣システムなどの充実に努めます。

3 スポーツ関係団体の育成

(1) 各スポーツ団体の育成

多様なスポーツ種目が普及しつつある状況に応じ、スポーツ関係団体の育成を図ります。また、市民の多様なスポーツに対するニーズに応えるために、団体間の相互協力を促進します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたっては、地域のスポーツ団体の役割が重要であり、学校体育施設開放事業の充実に図る中で、各地域の活動実態を踏まえたクラブ創設の方策を検討します。

4 生涯スポーツの促進

(1) 地域スポーツの振興

すべての人が、「いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツに親しめるよう、身近な学校体育施設をより有効に活用した地域スポーツの振興を図ります。また、体育指導委員が、各地区体育振興会（協議会）などのスポーツ関係団体の協力を得て、より充実した地区スポーツプログラムの企画及び実技指導・助言を行うことができるよう取組を進めます。

地区市民体育祭は、子どもや高齢者の参加を促進できるよう運営方法やプログラムの充実に努めます。

(2) スポーツイベント・プログラムの提供

すべての人を対象に、年齢や体力に応じたきめ細かなスポーツ教室の充実を図るとともに、ニュースポーツの開発など、多様なスポーツプログラムの提供に努めます。

市長杯(旗)大会は、スポーツ振興に欠くことのできない事業であり、今後も内容の充実に努めます。

また、一人でも多くの市民がスポーツに関心を持ち、親しめるよう、高度なスポーツイベントにふれる機会の創出に努めます。

(3) 健康づくり事業の推進と高齢者・障害者スポーツの振興

健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、身体活動や運動を日常生活の中に習慣化できるように、保健事業との連携を図り、それぞれのライフステージに応じた生涯スポーツに取り組める環境を整備します。また、高齢者や障害者が健康の保持・増進を図り、健やかでいきいきとした生活を送れるような施策の充実に努めます。

(4) 情報の提供

市民が生涯スポーツに親しむための基盤であるスポーツ・レクリエーション情報の提供については、広報紙などでの情報提供、ホームページの充実やオーパスシステムの活用などインターネットの利用を推進し、市民がより情報を入手しやすいシステムの充実に努めます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第4節 多彩な文化が交流するまちづくり

体系

- 1 文化の振興
 - (1) 総合的文化施策の展開
 - (2) 市民文化の振興
 - (3) 地域文化の振興
- 2 文化を育む環境づくり
 - (1) 文化施設の充実
 - (2) 大学等との連携
 - (3) 都市間交流の推進
- 3 文化財の保存と活用
 - (1) 文化財の調査と保存
 - (2) 文化財保存意識の啓発
 - (3) 博物館の充実

動向と課題

- 1 市民の価値観は、物質的充足から生活の質の重視へと変化し、画一的な生活様式からより個性的で多様な生き方を求める時代へと変化しています。

このような変化は、文化に関する市民の自主的な活動の展開にみられるように、人間としての生き方や暮らし方を質的に高めていこうとする積極的な活動を生んでいます。

地域には、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積されて地域の個性や魅力となった、有形、無形の文化が形づくられてきました。そして今、事業者を含めた市民の活動や豊かな発想による新たな文化が、それぞれの地域の中で育まれています。

- 2 市民の幅広い文化活動を支援し、その創造と振興のための総合的・多面的な文化施策の展開を図る必要があります。

専門的な文化施設や魅力ある文化施設など、市民の多様な文化活動の場の整備に努めるとともに、地域の文化的資源の活用、都市環境の整備に文化的手法を取り入れるなど、都市生活者に感動とやすらぎを提供していくような文化的風土づくりをめざすこ

とが重要です。

- 3 本市は、全国でも有数の「大学のあるまち」であり、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、千里金蘭大学や国立民族学博物館などが立地しています。これらの大学等と連携・協力していくことにより、大学等有する高度な専門的知識や情報、優れた施設や設備、また若者が持つエネルギーを生かし、地域文化の向上を図ることが求められています。
- 4 地域文化財は地域の歴史・文化を学習するための財産であり、地域文化の発展の礎となるものです。滅失の危機にある文化財を調査し保存することは、地域の将来の発展を導くための重要な責務です。そのため、市民の文化財保護意識の醸成に向けて、調査成果を公表し、説明板の設置、報告書、解説冊子等の刊行事業を市民団体の協力の下で、さらに充実していく必要があります。

博物館展示は、常に新しい成果を取り込み、事業の更新により内容の充実を図る必要があります。また、地域、各種施設、学校、各種市民団体、ボランティアなどとのさまざまな連携により、市民にとって分かりやすい博物館事業を進める必要があります。

基本方向

- 1 芸術文化活動や生活文化活動などの市民の幅広い文化活動を支援し、新たな市民文化の創造と地域文化の継承・発展に向け、総合的な文化施策の展開を図ります。
- 2 多様化し高度化する市民の文化活動の場の整備や充実に努めるとともに、市内の大学等との多面的な連携や都市間交流の推進を図り、文化を育む環境づくりをめざします。
- 3 文化財の調査を継続し、その成果を保存に生かし、文化財を活用しつつ、地域文化の形成に寄与するとともに、文化財の調査や成果の公開についても市民との協働の場を形成していきます。また、博物館の収蔵・展示能力を高め、子どもを含め市民に対して、

分かりやすい展示や歴史学習を体感できるような参加体験型事業を進め、そのための地域と施設と人をつなぐ枠組みを構築していきます。

計画

1 文化の振興

(1) 総合的文化施策の展開

文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための「(仮称)文化振興基本条例」(平成17年度(2005年度)中に策定予定)や「文化振興ビジョン」「みんなで創る!歴史と文化のまちづくり」に基づき、幅広い市民の文化活動を支援し、その創造と振興を図ります。

(2) 市民文化の振興

市民文化祭や美術展覧会、地区公民館文化祭、市民ギャラリーなど市民の自主的な芸術文化活動や生活文化活動を支援するとともに、文化関係団体の育成に努めます。また、文化会館(メイシアター)での事業や市民劇場など優れた芸術文化にふれる機会の提供を図ります。さらに、国際交流協会との連携を図り国際的文化交流の機会の創出に努めます。

(3) 地域文化の振興

吹田歴史文化まちづくりセンター(浜屋敷)の活用など、人びとが住み、まちがつくられる中で蓄積された歴史・文化資源を発掘・再発見し、まちの財産として保全・活用していきます。

また、地域の資源を活用したさまざまな文化活動や交流を活発にし、新しい地域文化の創造に努めます。

2 文化を育む環境づくり

(1) 文化施設の充実

市民の多様な文化活動に応えるため、芸術文化施設の整備などを検討します。また、使いやすさや利用しやすさなどの視点からすべての施設の見直しを図るとともに、施設間のネットワークづくりを進め、利用者のニーズに応じた整備に努めます。

(2) 大学等との連携

大学等の教育・学術文化機関の専門的研究機能

や情報発信機能、また、学生の潜在能力やエネルギーを、地域の文化の発展とまちの魅力づくりに生かすことができるような交流の促進と連携事業の推進を図ります。

(3) 都市間交流の推進

特色ある文化や歴史を持つ都市との交流を通して、相互の共通点や相違点を認識し、相互のコミュニティ意識の醸成を図るために、行事やイベントでの市民参加交流や相互訪問など都市間交流の推進を図ります。

3 文化財の保存と活用

(1) 文化財の調査と保存

地域に残されてきた埋蔵文化財、有形文化財、無形文化財などを調査し、保存と活用を図ります。特に重要な文化財については、指定文化財、登録文化財などの措置を講じ、保存に向けた補助や助成に努めます。

(2) 文化財保護意識の啓発

文化財説明板の設置、調査報告書や各種解説書などの刊行によって、調査成果の公表と情報の提供を行い、文化財保護意識の啓発を進めます。あわせて、講演会や現地説明会、見学会の開催などによって、文化財情報を提供します。

(3) 博物館の充実

考古、歴史、民俗、美術工芸などに関する地域資料の蓄積を図り、展示事業等によって公開していきます。常設展示については、分かりやすく歴史学習のできるような展示に努め、市民が気軽に訪れる博物館をめざします。

講座などに加え、トーク・参加体験型学習などの開催に工夫を加え、広く市民が歴史にふれ、感動を得ることができるような事業の展開を進めます。また、市民ボランティア、学校教員、歴史関係団体、自然関係団体などとの協働や連携による事業展開を進め、地域の歴史や文化を学ぶ拠点としてまちづくりに貢献できる施設のあり方を研究していきます。

第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

第5節 国際感覚豊かなまちづくり

体系

- 1 国際感覚の醸成
- 2 国際理解の推進
 - (1) 学習機会の提供
 - (2) 国際交流の促進
- 3 多文化共生のまちづくり
 - (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
 - (2) 外国籍市民の市政への参画

動向と課題

- 1 地域における国際化が進展する中で、多様な文化や価値観を互いに理解し合い、共に地球的視野の中で生きていくことの大切さを実感し、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。市民一人ひとりが、国際感覚を高め、国際理解を深めるとともに、豊かな地域文化の発展に寄与していく必要があります。
- 2 本市には、大学をはじめ学術・研究機関が数多く立地し、留学生や本市を訪れる外国人が増加しており、こうした国際的・学術環境を生かしたまちづくりを進める必要があります。
- 3 人と人とのかかわりをいっそう充実させる中で外国籍市民を同じ地域社会の構成員として認め、異文化を持つ人びとの自発的な市政への参画や地域社会で貢献する機会を提供して、居住者や留学生にとって暮らしやすく、地域住民として個性を発揮できるよう取組を進める必要があります。

基本方向

- 1 あらゆる機会を通して国際理解と国際感覚を深める学習機会や情報の提供に努めます。
- 2 教育、文化、スポーツなどの分野における市民による国際交流を促進するため総合的な施策を進めま

す。

- 3 外国籍市民の市政への参画や地域での交流を進め、居住者や留学生が主体的に誇りを持って暮らしている環境の整備に努めます。

計画

- 1 国際感覚の醸成
外国籍市民の増加に伴い、市民の国籍や生活形態も多様化していることを認識し、異文化を担う人びととの交流を促進します。外国籍市民を含むすべての人が、共に生きる市民として相互に尊重し合う意識を高めるような各種セミナーやイベントを実施します。
- 2 国際理解の推進
 - (1) 学習機会の提供
学校教育において国内外のさまざまな生活習慣や文化を伝え「自分」と比較する中で、共に学ぶ仲間として「ちがいを認め合い、受け入れ合う心」を育む教育の充実を図ります。生涯学習においては成熟した国際感覚を養う視点に立った講座などの開催を通じて、共にかけがいのない存在として地域の国際化のために参画できる基盤づくりに努めます。
 - (2) 国際交流の促進
国際相互理解の第一歩として、国際交流の場を提供するとともに、市民レベルでの交流活動への支援に努めます。また、友好都市であるモラトワ市、バンクスタウン市との交流事業や、国際化の時代にふさわしい諸事業を国際交流協会と連携を図りながら推進します。さらに、市内の大学や国立民族学博物館などの事業とも連携し、国際交流の促進に努めます。
- 3 多文化共生のまちづくり
 - (1) 外国籍市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
外国籍市民の人権を守る諸施策を推進するとと

もに、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置などにより、暮らしに役立つサービスの充実を図ります。

また、関係行政機関をはじめ民間企業の協力を得て、公共的案内表示の外国語併記の整備などの促進を図ります。さらに、外国籍市民を対象に、日本語や日本の文化・生活習慣について学習する機会を提供し、日本での生活にスムーズに適応できるよう支援します。

また、外国籍市民が地域活動やまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、外国籍市民との交流の場を整備します。

(2) 外国籍市民の市政への参画

審議会等への外国籍市民の参画を促進するとともに、共に生きる市民として市政に参画する機会の拡大について検討を進めます。